**平成２９年（フ）第７２２号**
札幌市北区北17条西２丁目２番29―601号
債務者　煙山　　伸
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第７６号**
釧路市武佐１丁目48番20号
債務者　野口ルミ子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第４８号**
長野市大字柳原1904番地　サンディハイツ柳原202
債務者　石田　奈美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第４９号**
長野県中野市大字七瀬1617番地５
債務者　近藤　孝平
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１６４号**
京都市西京区松尾木ノ曽町15番地の32、住民票上の住所京都市右京区西院西貝川町68番地
葛野市営住宅１棟703号
債務者　伊勢　　悟
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２３４号**
京都府宇治市五ケ庄折坂63番地の２　ラポート折坂404号
債務者　グランドコンフォートこと　和久田剣逸
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２６３号**
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地14棟402号
債務者　髙木　光男
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第３１１号**
堺市南区赤坂台３丁９番33―309号
債務者　横井るり子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第１４号**
島根県出雲市斐川町上庄原255番地２
債務者　勝部　　毅
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（フ）第３０５８号**
東京都江戸川区中葛西８丁目13―11―104
債務者　中尾　文也
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３０８５号**
東京都荒川区南千住７丁目30―６―305
債務者　奥山　順子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３０９６号**
東京都板橋区舟渡２丁目17―４―106
債務者　小島　一彦
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３１０１号**
東京都豊島区東池袋２丁目53―２―203
債務者　上野　智子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３１０２号**
東京都豊島区池袋本町１丁目30―４　日興自動車㈱別館
債務者　飯田　一真
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３１５１号**
東京都板橋区大谷口１丁目２―３　ＧＡＩＡ．Ｅ　105
債務者　藤本　順一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３１５５号**
神奈川県川崎市中原区上小田中１丁目12―24
債務者　羽入田陽子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第３１６７号**
東京都足立区足立１丁目16―１―201
債務者　藤田　惠子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部